

千測協第5号  
令和2年4月8日

会員各位

公益社団法人千葉県測量設計業協会  
会長 小池 毅  
(公印省略)

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態宣言に係る当協会の対応について（要請）

政府は4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大が「国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ」があり、「全国かつ急速な蔓延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」があることから、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を、本県を含む7都県を対象区域として発出、同日、千葉県も、不要不急の外出自粛や遊技場や遊興施設等の使用制限の要請（特措法第45条）等を内容とする緊急事態措置の実施を発表しました。

会員の皆様におかれましては、令和2年3月4日付の当協会から発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」をはじめ、国土交通省、千葉県及び千葉市等からの文書をご確認いただき感染拡大防止の措置等に格段のご配慮をいただいているところと存じます。

幸いなことに、本日までに会員事業所において新型コロナウイルス感染症発症の報告は受けておりませんが、今般の緊急事態宣言とそれに伴う措置の実施をうけて、県民の安全安心を守り、公共の福祉増進に寄与することを目的とした公益社団法人として、さらなる感染拡大防止の徹底と、感染症対策をはじめとする重要な行政事務にご尽力されている国・県・市町村職員の皆様の安心安全を確保するため、当面、

#### 「当協会会員は官公庁を訪問しての営業活動等は自粛すること」

としてください。また、営業活動だけでなく、業務の打合せ等についても電話やメール、郵送等の手段で可能なものは、発注先の了解を得たうえでできるだけ訪問を自粛してください。

なお、官公庁からの要請又は緊急かつ重大な事案について打合せをするために官公庁を訪問することを妨げるものではありませんので、その際は事前に発注者に連絡のうえマスク着用等感染防止の措置をしたうえで訪問してください。

この自粛期間は、緊急事態宣言に伴う措置の実施期間中としますが、その後の状況によって短縮または延長することがあります。